

とちぎ青少年プラン 2026～2030（素案） 概要版

第1章 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

次代のとちぎを担う青少年が、夢と希望を持って心豊かでたくましく成長することは、県民すべての願いです。

県では、令和3(2021)年2月に第5期となる「とちぎ青少年プラン 2021～2025」を策定し、青少年健全育成施策を総合的かつ効果的に推進してきました。

前プランを継承しつつ、青少年の置かれた状況を踏まえた上で、新たな「とちぎ青少年プラン」を策定します。

2 計画の基本目標

心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成

3 計画の性格及び役割

- 栃木県青少年健全育成条例第10条に基づく基本計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」
※「栃木県こどもまんなか推進プラン」と併せて位置づけ
- 「とちぎの子ども育成憲章」（平成22(2010)年2月制定）を踏まえた計画とし、オールとちぎで青少年の健全育成を推進していくための指針とするもの

4 計画の期間

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

5 計画の対象となる青少年

概ね30歳までの青少年とします。

円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

急速な少子高齢化や人口減少の進行をはじめ、家族形態の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化、グローバル化やデジタル化の進展など、社会環境は大きく変化しています。

また、青少年を取り巻く環境は、SNSに起因した犯罪被害やトラブルの増加、いじめ、不登校、貧困、虐待、ヤングケアラー、ひきこもりの長期化・高年齢化等、様々な問題が相互に影響し合い、複雑で多様な状況となっており、これらの課題は、誰もが直面し得るものであることから、社会全体で共有すべき重要な問題として認識することが求められます。

第3章 施策の方向性

基本目標の実現に向け、次の3つの施策の柱のもとに青少年の健全育成に取り組んでいきます。

施策の柱Ⅰ すべての青少年の健全な育成と自立の促進

施策の柱Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

施策の柱Ⅲ 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備

第4章 施策の推進

1 施策の展開

施策の柱Ⅰ すべての青少年の健全な育成と自立の促進

施策の方向1 自己形成支援と心と体の健康の確保

(1) 日常生活能力の習得

○基本的生活習慣の形成 ○コミュニケーション能力の育成 ○規範意識の醸成

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

○人権教育・人権啓発の推進 ○自己肯定感の涵養

○ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成 ○男女共同参画意識の醸成 ○食育の推進

○体力の向上の支援 ○健康教育の充実

(3) 確かな学力の育成

(4) 多様な体験機会の提供

○読書活動の推進 ○文化芸術体験・スポーツ体験機会の充実

○自然体験・農林業体験活動等の推進

施策の方向2 社会的自立の支援

(1) 社会の変化への対応力の育成

○学校教育の情報化の推進 ○消費者教育の推進 ○防災教育の推進

○環境学習・環境教育の推進 ○SDGsの達成に向けた教育の推進

(2) 職業能力、意欲の習得の促進

○キャリア教育・職業教育の充実 ○労働者の権利・義務に関する教育の推進

○職業能力開発の推進

(3) 就労等支援の充実

○職業的自立支援 ○UIJターンの就職支援 ○ライフデザイン構築支援

施策の方向3 様々な分野で活躍する若者の育成、応援

(1) 若者の活動支援の充実

○文化芸術活動・スポーツ活動の支援 ○創業の支援

○グローバル社会で活躍する青少年の育成 ○若者による地域づくりの促進

○リーダー育成の推進

(2) 若者の社会参画や意見表明の機会創出

○社会づくりへの参画促進 ○社会貢献意識の醸成 ○意見発表の機会創出

施策の柱Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

施策の方向1 困難な状況に応じた支援

- (1) いじめ・暴力行為への対応
- (2) 不登校、高校中途退学者、若年無業者（ニート）、ひきこもり、ヤングケアラーへの支援
 - 不登校の児童生徒への支援 ○高校中途退学者への支援
 - 若年無業者（ニート）への支援 ○ひきこもりへの支援
 - ヤングケアラーへの支援
- (3) 障害のあるこども・若者への支援
- (4) こどもの貧困問題への対応
 - 教育の支援 ○生活の支援 ○保護者の就労支援 ○経済的支援
- (5) 特に配慮が必要な青少年への支援
 - 自殺防止対策の推進 ○外国人の青少年とその家族への支援
 - 性的マイノリティの青少年への支援
- (6) 児童虐待、犯罪被害者等への支援
 - 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童等への対応 ○犯罪被害者等への支援

施策の方向2 支援体制の整備・充実

- (1) 支援につなげる体制の整備
- (2) 関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施
- (3) 相談・支援に係る人材の育成・確保

施策の柱Ⅲ 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備

施策の方向1 家庭、学校、地域における環境の整備

- (1) 社会全体での子育て支援
- (2) 家庭の教育力向上への支援
- (3) 学校と地域の連携・協働の推進
- (4) 青少年の居場所づくりの推進
- (5) 関係機関の機能強化
- (6) 地域の多様な担い手の育成

施策の方向2 青少年の安全・安心の確保

- (1) 社会環境や有害環境の浄化活動の推進
 - 有害環境への適切な対応 ○薬物乱用防止対策の推進
 - 安全安心なまちづくりの推進
- (2) 青少年の被害防止・保護活動の充実強化
 - インターネットの適正利用、被害防止対策の推進 ○交通安全教育等の推進
 - 性暴力等被害防止対策の推進
- (3) 非行・犯罪防止対策の推進
 - 不良行為、非行防止対策の強化
 - 非行少年の立ち直り支援による再非行防止対策の強化 ○相談活動の充実

2 オールとちぎによる青少年健全育成の推進

栃木県青少年育成県民会議や青少年育成市長村民会議等と連携しながら、青少年健全育成県民運動「とちぎ 心のスクラム県民運動」を推進します。



青少年の成長に関わる、家庭、学校、職場、地域等がそれぞれの特性を生かし、相互に連携・協力しながら重層的に支援し、県民が心をつにした県民運動を展開します。

第5章 計画の推進体制等

1 県の推進体制

「栃木県青少年行政連絡会議」を中心に施策を総合的に推進します。

また、「栃木県青少年健全育成審議会」における専門的な意見や助言を計画推進へ反映します。

2 市町、国等との連携

市町の青少年育成支援の取組が円滑に実施されるよう、情報提供、連絡調整等を行います。

また、国の支援施策や研修制度等を活用しながら、効果的に青少年育成施策を推進します。

3 関係機関等との連携

青少年育成県民会議や青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議等と連携しながら本プランの着実な推進に努めます。

また、民間団体やNPO、企業等との連携や協働も進め、社会全体での青少年育成の意識の醸成を図り、取組を推進します。

4 「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となった推進

「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となって、本プランの推進を図ります。